CHIYODA Yes, We love.
教育と文化のまち千代田区

広報 千代田

11/5 NO.787
平成元年(1989年)
発行：東京都千代田区
〒102千代田区九段南1-6-11
編集：千代田区企画部広報課

区役所の代表電話は
☎264-0151
(毎月5日・20日に発行)

秋田県五城目町と姉妹提携に調印

施設相互利用 震災時応援も協定

千代田区と五城目町

10月26日㈭、千代田区議会本会議場で、千代田区と秋田県五城目町の姉妹提携調印式が行われました。

当区と五城目町は、昭和61年から、伝統芸能の交流や総合防災訓練への相互応援、そして10月10日に行われた区民体育大会への参加など、さまざまな交流事業を重ね、友好の輪を広げてきました。

調印式では、両自治体関係者の見守るなか、区長・町長、両議会議長による姉妹提携書への署名と、区旗と町旗の交換などが行われ、永く将来にわたる友好関係の第一歩が踏み出されることになりました。

▲木村区長と佐藤町長が友好の固い握手

▲姉妹提携書に調印

千代田区は、近代日本の歴史とともに歩み続け、すぐれた都市機能と個性豊かな伝統文化をそなえたまちです。

五城目町は、山と川と湖のある豊かな自然の中で、歴史と伝統を育くんできた、みちのくの抒情あふれるまちです。

ふたつのまちの交流は、昭和61年から始まり、両地域の小学校による交流や伝統芸能の交流、総合防災訓練への相互応援などがおこなわれるとともに、住民どうしの交流も進められ、今日の大きな友好の輪へと発展してきました。

今後の交流について

今後は、両地域で育くんできた個性豊かな特性を生かしながら、つぎのような視点をもって交流を推進し、お互いの発展に努めます。

○住民どうしがお互いに学び、親しく交わえる交流事業を進めます。

○非常時や緊急時にはお互いに協力し、助けあっていきます。

○お互いの施設を利用しあい、幅広い交流活動の促進に努めます。

○その他、地域の特性を生かして、お互いに協力します。

◇　◇

また今回は、姉妹提携の調印に合わせて、施設相互利用に関する協定と震災等大規模災害時における相互応援に関する協定が結ばれました。そのあらましを紹介します。

施設相互利用に関する協定

この協定は、それぞれの住民が相互に、千代田区・五城目町の住民施設を利用できるようにするものです。

相互利用の対象は、つぎの施設からなっています。

千代田区

・箱根・湯河原千代田荘、嬬恋自然休養村、軽井沢少年自然の家

五城目町

・林業協業センター（赤倉山荘＝宿泊、会議室、温泉等の施設）、休養センター（恋地山荘＝スキー、テニス、宿泊、会議室、研修室、トレーニング室、浴室等の施設）、開発センター（町民センター＝宿泊、会議室、研修室等の施設）

▲区民体育大会で踊りを披露

姉妹提携書

豊かな文化と伝統を守りながら、首都東京の中心にふさわしい高度な都市機能を集積させてきた千代田区と、出羽丘陵の美しい山並みを背景に、遠く男鹿の山々を望む、豊かな自然に包まれた歴史と伝統の里五城目町は、共に育んできた友情と信頼を礎に、交流を続けてきました。

両自治体は、相互の地域特性を生かし、共に学び、助けあいながら、広範な交流を推進し、住民の総合的な福祉の向上と、個性豊かな活力あふれる地域社会を築いていくため、ここに一層の理解と協力を誓って、姉妹提携を結びます。

平成元年10月26日

五城目町ってこんなまち

位置

秋田県の中央、八郎潟の東部に位置し、面積は214・94平方キロメートル、豊かな森林資源をもった町です。

人口（平成元年4月1日現在）

人口　1万4千900人
世帯数　3千918世帯

シンボル

花は「やまゆり」、鳥は「うぐいす」、木は「すぎ」

町の紹介

町の歴史は、縄文中期頃から始まり、八郎潟東部の物資集散の地として賑わってきました。昭和30年に五か町村が合併、さらに昭和34年には面潟村の一部を編入して、現在の五城目町が誕生しました。

町の名称は、まわりに5つの城をひかえたその中心になる土地、という意味をこめて使われていた地名にちなんで命名されました。

現在は、伝統の産業文化と、山と川のある四季折々の恵まれた自然が溶けあい、豊かな田園都市として発展しています。

▼五城目町の朝市

震災等大規模災害時における相互応援に関する協定

この協定は、千代田区、五城目町で、地震等による大規模災害が発生し、被災区町独自では十分に被災者の救済等の応急措置や復旧対策ができない場合に、相互に応援協力することで、被災地域の応急、復旧対策を円滑に迅速に実施できるようにするため、締結するものです。

具体的な相互応援の内容は、食料、飲料水および生活必需物資、被災者の収容のための施設、その他応急、復旧に要する物資および役務の提供などとなっています。

※いずれの協定も、平成2年4月1日から発効します。

▲昭和63年9月1日には区の防災訓練に参加

子育て、託児に関心のある方に

託児ボランティアスクール

最近は、子育てをしている若いお母さんたちの学習参加が高まっています。

そこでこのスクールでは、幼児をもつお母さんの学習活動をお手伝いしていただける方で、すでに子育てを終えた方や、託児に関心のある方、子育て中の方などを対象に、講義と実技をまじえながら楽しく学んでいきます。

日程・内容　下表のとおり
会場　九段社会教育会館
対象　区内在住、在勤者30名
申込み・問合せ　11月18日(土)までに、往復ハガキに①講座名②住所、氏名、年齢、電話番号③勤務先（名称、所在地、電話番号）を記入して、千代田区教育委員会社会教育課（〒102千代田区九段南1－5－10☎234－2841）へ。

※託児室を設けます。希望者は、幼児の氏名、年齢を記入してください。

▼託児ボランティアスクール日程など

期日	テーマ	講師
11月24日(金)	新しいコミュニティづくりと託児ボランティア	立教大学教授 岡本　包治氏
11月29日(水)	手づくりの遊ばせ方	白梅短期大学附属幼稚園長 村田　和子氏
12月1日(金)	乳幼児の心理と行動	こどもの城小児保健クリニック心理相談員 吉田　弘道氏

※時間はいずれも午前9時30分～11時30分

経営講習会　無料

景気の動向は、企業経営上非常に関心のあるものです。

今回の「経営講習会」は、〝来年の日本経済の見通し〟をテーマに開催します。

とき　11月16日(木)午後2時～4時
会場　区立産業会館
講師　三菱総合研究所取締役佐藤　公久氏
対象　区内中小企業経営者および従業員と特に希望する方計100名（先着順）
申込み・問合せ　区立産業会館（神田錦町3－21☎233－1461）へ。

秋の園芸講座

「寄せ植えのいろいろ」

今回の園芸講座では、クリスマスやお正月を美しく飾る草花の寄せ植えをテーマに行います。

とき　11月29日(水)午後2時～4時
会場　区役所10階会議室
内容　「寄せ植えのいろいろ」
講師　NHK「趣味の園芸」でおなじみの園芸研究家　柳　宗民氏
対象　区内在住、在勤者50名
申込み・問合せ　11月15日(水)から電話で生活勤労課生活環境係へ。

近頃は、いろいろな催し物に草花は欠かせないものになりました。

第3回 消費者講座
「流通機構の実態に迫る」

国際化、情報化の波が押しよせ、社会構造全体が変化しているなか、流通環境も例外なくその影響を受けています。

そこで今回は、その流通機構の現況についてお話を伺います。

とき　12月6日(水)午後1時30分～3時30分
会場　区役所6階603会議室
内容　「流通機構の実態に迫る」
・割高感消えぬ日本の物価
・高水準な物価とその中身
・物価と流通機構
・より豊かな生活の実現への課題
講師　流通産業研究所調査部長　外川　洋子氏
申込み・問合せ　電話で生活勤労課生活勤労係へ。

第3回「千代田のまち」観光写真コンクール　作品募集

千代田区の魅力を写真で表現してください。

テーマ　(1)「まち」の表情（行事や、風俗など生活を表現したもの）(2)風景、史跡、建築物等
作品　カラープリント、四ツ切（組写真は不可）ただし、小・中学生の部はサービスサイズ可。
募集締切　11月30日(木)
表彰式・展示会　平成2年2月（予定）優秀作品には、賞状、賞品等を用意。
応募先・問合せ先　千代田区観光協会（〒102千代田区九段南1－6－11千代田区役所商工振興課内）

ご利用ください

道路の舗装や下水工事に「私道工事の補助」

区では、私道が古くなって舗装のはがれが激しい場合や下水が良くないため、雨が降るとどうしようもない場合、区民の方の生活環境を改善するために「私道工事の補助」制度があります。

いずれの場合も、①道路の幅が1.5m以上あること②一般の交通に使われていること③その道路だけを出入口として使用しているという家が2戸以上ある場合――などが条件になります。

区の補助割合は、舗装の場合、工事経費は全額補助になります。

また、下水の場合は、工事経費の75%が補助されます。

工事は、区で実施することになりますが、申請から着工まで時間がかかるケースもあります。

問合せ　くわしくは、土木部管理課占用係へ。

交通環境改善はまず自分自身から

区内の至るところで、違法駐車、自転車の放置、道路の不正占用（使用）などがみられ、交通の妨げとなっています。

また、このような交通環境問題に取りくむ団体は、区内にも数団体ありますが、このたび、秋葉原地区にも「秋葉原交通環境問題懇談会」が発足し、自分達の町の環境改善に立ち上りました。

みなさんも、「自分の車、一台ぐらい駐車しても」などと考えず、社会全体の問題として考え直してみてください。

問合せ　土木部管理課交通安全・道路監視係

のびゆくこどもたち

元気いっぱい！ママと走った神田保育園運動会

10月21日さわやかな秋空の下、芳林公園で、神田保育園の運動会が行われました。

こども達は、広い公園を元気いっぱい走りまわり、普段一緒にいる時間が少ない、パパやママたちとも親子競技で手をとりあってハッスルしました。

神田駿河台在住の**金刺幹子**さんも、**俊之**くん（5歳）と**千絵**ちゃん（2歳）を神田保育園に預けているハリキリママ、「家でレストランをやってるもので、こどもと遊ぶ時間も中々とれません、だからとっても楽しいです。でもこどもより、親のほうがレクリエーションのつもりで楽しんでるかしら」と、本当に楽しそうに話してくれました。

千代田の21世紀をになう元気なこどもたち、そしてそれを優しくみつめる父兄の目、神田保育園の運動会は、そんな温かい雰囲気に包まれていました。

▲「親子競技」で楽しむ金刺さん親子

まちの話題'89

力作が勢ぞろい！第10回区民文化祭

今年も区民文化祭が10月15日～22日に行われました。

この区民文化祭も回を重ね今年でちょうど10回目。年々出展作品などにも心打つ力作が増えています。

九段社会教育会館では、15日から書道、華道など700点余りの作品展示が行われました。作品をご覧になった方々は、一様に感心しているようでした。

一方、22日に千代田区公会堂で行われた〝コーラス〟では、区立小学校PTAのお母さんなどで結成された19のサークルの発表会。参加されたお母さんは、「ストレス解消にはもってこいなんですが、皆さん忙しい方ばかりで、全員がそろって練習することがなかなかできないんですよ」とこれから発表する緊張感と満足感が一緒になった面持ちで話してくれました。

この日の公会堂は、日ごろの練習の成果を歌声にのせ、高く響き渡っていました。

▲力作が増えた作品展示

▲日ごろの成果を歌声に

健康ガイド

麹町保健所 ☎221-1311
〒102 平河町2-7-4
神田保健所 ☎291-3641
〒101 神田錦町3-10

■乳がん検診（予約制）
とき 12月1日(金)午後1時30分～2時30分
会場 麹町保健所
対象 区内在住の30歳以上の女性
申込み 麹町保健所予防課

■精神保健相談（予約制）
とき 12月8日(金)午後1時30分～3時
会場 麹町保健所
対象 心の問題で悩み、生活に支障をきたしている方
申込み 麹町保健所

■療育相談（予約制）
とき 12月14日(木)午後2時～3時
会場 麹町保健所
対象 先天性股関節脱臼や斜けいなど身体に障害のあるまたはおそれのある乳幼児
内容 専門医の相談、診察
申込み 麹町保健所予防課

■肺がん検診（予約制）
とき 12月11日(月)午後1時30分～2時30分
会場 神田保健所
対象 区内在住の35歳以上の方
申込み 神田保健所予防課

■食事相談（予約制）
とき 12月13日(水)午前10時～午後4時
会場 神田保健所
対象 区内在住、在勤者で、食事療法を必要とする方やその家族
申込み 神田保健所予防課

健康メモ

難病の相談は保健所で

一般に難病という言葉が使われるようになったのは、昭和30年頃、原因不明の神経病として「スモン」が問題となり、その後全国的に多発したのが発端です。

難病は、適切な治療法がなく、経過も長く、後遺症も心配される疾病であるため、介護する人々、そして家族に経済的、精神的に負担がかかる、特殊な慢性疾患であることが特徴です。

現在、難病に指定されている疾病は、国と東京都の扱いで10月1日から「好酸球増多症」を加え45疾病です。さらに、来年1月1日から「原発性胆汁性肝硬変」が加わります。なお、4月1日から「血友病」は「先天性血液凝固因子欠乏症」と病名が変更になりました。

難病にかかった場合、医療費助成制度があります。

助成を受けるには、保健所の窓口を通して、東京都に申請し認定を受けることになります。脳卒中、心疾患、精神病などのように、別に対策がすでにあるものは、対象に含まれません。

区では、在宅患者に対して、療養生活の困難を少しでも緩和することを目的として、身体機能の訓練と療養指導を実施しています。訓練と指導は、保健所で行っています。参加できる方は、集団で、できない方には、在宅訪問による療養指導事業を行っています。いずれも、主治医とも連絡して、本人にあった訓練、指導をします。

患者本人または家族が、困難な療養生活を克服していくために、保健所では相談を受付けています。保健婦などが積極的に対応するために努力していますので、お気軽に相談ください。

ネズミの一斉駆除にご協力を！

12月4日(月)～10日(日)

区では伝染病予防と良好な環境づくりのため、ネズミの一斉駆除を行います。

ネズミ駆除は、地域ぐるみで一斉に行うことがもっとも効果的です。

薬剤は町会を通じて無料で配布します。説明書を読んでご使用ください。

とき 12月4日(月)～10日(日)
※ネズミ取器も無料で貸出します。
問合せ くわしくは、保健衛生部管理課へ。

国民健康保険

■ご存知ですか

退職者医療制度

会社などを退職して、現在国民健康保険に加入している方で、厚生年金や共済組合の老齢（退職）年金を受けているひと、また、その家族のかたは、退職被保険者の届出をしてください。

届出をすれば、病気やケガをしたとき、病院などに支払う一部負担金が、本人は2割、家族（被扶養者）は入院2割、外来3割となります。

届出を忘れますと、一部負担金がすべて3割支払うことになります。

問合せ 国民健康保険課

■国保と交通事故

交通事故や傷害事件など、第三者（加害者）から受けた傷病による治療費は、原則として、加害者が負担することとなっています。その弁償が不十分であったり、遅れたりする場合には、国保で治療が受けられます。

問合せ 国民健康保険課

国民年金

■64歳まで、国民年金に加入できます。

国民年金制度には、60歳以上65歳未満の方が、希望で加入できる「任意加入制度」があります。

この制度は、60歳になっても、保険料の未納期間があるために、老後に受ける老齢基礎年金が、減額されたり、年金が受けられない方が、加入できます。

この制度を活用して、減らされる年金額や、年金を受ける権利を回復しましょう。

問合せ 国民年金課加入給付係

戦没者等の妻・父母に対する特別給付金の請求を

平成元年10月1日で遺族年金等の受給権を有する戦没者等の妻・父母等に、つぎの特別給付金の請求を受付けています。該当される方は請求手続きをしてください。

戦没者等の妻に対する特別給付金

①特別給付金ぬ号の受給権を取得した戦没者等の妻、または第8回特別給付金は号の受給権を取得し、かつ第11回特別給付金は号の受給権を取得した戦傷病等の妻で、当該戦傷病者が昭和58年4月1日前に死亡された方
支給される国債 第4回特別給付金よ号（60万円）

②第4回特別給付金ほ号の受給権を取得した戦没者等の妻、または第6回特別給付金は号の受給権を取得した戦傷病者等の妻で、当該戦傷病者が昭和58年4月1日前に死亡された方
支給される国債 第10回特別給付金ほ号（120万円）

戦没者の父母等に対する特別給付金

①第9回特別給付金ろ号の受給権を取得した方で、平成元年9月30日までに、氏を同じくする自然血族たる子も孫も、有するに至らなかった方
支給される国債 第14回特別給付金ろ号（75万円）

②第7回特別給付金と号の受給権を取得した方で、平成元年9月30日までに、氏を同じする自然血族たる子も孫も、有するに至らなかった方
支給される国債 第9回特別給付金と号（60万円）

③第5回特別給付金る号の受給権を取得した方で、平成元年9月30日までに、氏を同じくする自然血族たる子も孫も、有するに至らなかった方
支給される国債 第7回特別給付金る号（60万円）

請求期限 平成4年9月30日
問合せ 福祉課福祉係

ひとり暮らし高齢者等実態調査にご協力を

区では、高齢者福祉サービス充実のため、11月中に実態調査を行います。

ご協力お願いします。

対象 65歳以上のひとり暮らし高齢者。65歳以上の高齢者のみの世帯。
調査員 民生・児童委員、区役所高齢者福祉課職員
問合せ 高齢者福祉課

福祉セミナー「施設におけるお年寄りの1日」

今回は施設に入所している高齢者の日常生活をテーマにお話を伺います。

とき 11月15日(水)午後3時15分～
会場 区役所10階会議室
講師 社会福祉法人博仁会副ホーム長 木村 浅一氏
申込み・問合せ 電話で千代田区社会福祉協議会ボランティアコーナー（☎265－0882）へ。

気をつけて！ 夜間の交通事故

最近、交通事故の約70%が夜間に起きています。夜間の交通事故をなくすよう、歩行者やドライバーは、つぎのことに注意してください。

道路を歩くときは
○夜間の外出は、明るい目立つ服を身に付けましょう。
○横断歩道や横断歩道橋を渡りましょう。

自転車に乗るときは
○必ずライトを点灯して乗りましょう。
○自転車に反射材を付け、できるだけ歩道をはしりましょう。

車・バイクを運転するときは
○夕暮れ時でも、早めにライトを点灯しましょう。
○夜間は交通量が少なくなりますが、スピードは控えめに
○ライトだけに頼らず、ライトの照射外にも気配りを

問合せ 土木部管理課交通安全・道路監視係

交通安全運動期間中も交通事故数が増加！

9月21日から30日まで、秋の交通安全運動が行われました。

期間中、交通事故が発生しなかったのは2日間だけで、件数は昨年より少し増加しました。（左表）

交通事故の特徴は、約5割が交差点内の二輪車の直進と車の右折事故です。車を運転される方は、充分な余裕を持って右折しましょう。

問合せ 土木部管理課交通安全・道路監視係

▼秋の交通安全運動期間中の交通事故

月日	人身件数	軽傷者数
9/21	4件	4人
9/22	1	1
9/23	1	1
9/24	0	0
9/25	0	0
9/26	8	8
9/27	2	2
9/28	3	3
9/29	3	3
9/30	3	6
計	25	31
昨年	18	26

あなたの街で 移動相談

土地・家屋、相続、交通事故など

とき 11月24日(金)午後1時～3時まで受付
会場 神田公園出張所（神田司町2－2）
相談内容 土地・家屋、相続、譲渡、交通事故、区政、一般相談など。
弁護士・税理士などが相談に応じます。
問合せ 広報課広聴相談係

ご協力お願いします 歳末たすけあい運動

11月21日～12月5日

施設だより

児童館

●**一番町児童館**☎230—0866

☆**開館7周年記念一番町まつり**　11月15日(水)午後2時30分～パレードと映画「目をさませトラゴロウ」他

※なお、パレードは申込みが必要です。小学生以上申込み受付中！

・11月18日(土)午後2時30分～子ども何でも市　楽しいお店屋さんがいっぱい！みんなで、きてね。

※**小さな映画会**　11月24日(金)午後2時30分～「キラキラ」「よわむーたろう」

●**四番町児童館**☎234—3084

☆**映画会**　11月15日(水)午後3時30分～4時45分「ゆかいなピエロとにげだした6匹の熊」

☆**公園であそぼう！**　11月25日(土)午後3時～「追跡ハイキ」東郷公園で。

●**富士見児童館**☎262—1040

☆**ガラクタ展**　11月19日(日)午前10時30分～11時30分オープニングフェスティバル、午後1時30分～3時30分お店やさん

☆**映画会**　11月25日(土)午後2時30分～小さなバイキング　ビッケ「ビッケとくじらの親子」「ビッケの火山島探検」日本むかし話「貧乏神と福の神」「聞き耳ずきん」

●**西神田児童館**☎294—0631

☆**観劇会**　11月18日(土)午後2時～影絵「くめおじさんのおはなしどんどん」素晴らしいお話と楽しい影絵あそびもあります。みにきてね！

●**神田児童館**☎253—6021

☆**わんぱく手づくり村**　11月18日(土)午後2時～ゲーム・手づくりの店、レストランなど、みんなでつくったお店がいっぱい！

☆**映画会**　11月25日(土)午後2時30分～「矢玉四郎のおばけうんどう会」「アストリックスの冒険」

高齢者センター ☎265—3981

■**第37回ことぶき学級**

とき・テーマ　左表のとおり

対象　だれでも受講できます

申込み　11月10日(金)からセンターで受付。

▼ことぶき学級日程など※時間はいずれも午後1時30分～3時

回	月日	テーマ	講師
1	11月22日(水)	住まいと健康	老人総合研究所障害研究室長 林　玉子氏
2	11月25日(土)	収納の工夫	天城デザイン研究所長 天城　泰代氏
3	11月29日(水)	楽しい住まいづくり	女子美術大学講師 武者小路則子氏
4	12月2日(土)	住まいの衛生	都立衛生研究所主任研究員 吉川　翠氏

千代田図書館 ☎264—0151

■**文化映画会**

とき　11月26日(日)午後2時～

会場　図書館視聴覚ホール

作品　「母へ—子どもたちの心」藤本能道の色絵磁器」

■**子ども映画会**

とき　11月29日(水)午後2時～

会場　図書館視聴覚ホール

作品　「オズの魔法使い」

■**土曜映画会**

とき　12月2日(土)午後1時30分～

作品　「クリスマスツリー」

みんなでスポーツを

■**嬬恋スキー講習会**

とき　平成2年1月19日(金)～21日(日)（19日午後6時30分区役所前集合出発）

ところ　群馬県嬬恋高原バラギスキー場

対象　区内在住、在勤者35名

参加費　1万3千円（往復バス代、宿泊代、保険料等）

申込み・問合せ　11月20日(月)から参加費を添えて、社会体育課体育係へ。

■**バスケットボール大会**

とき　平成2年2月4日(日)、3月4日(日)、11日(日)の時間はいずれも午前9時～

会場　総合体育館

対象　区内在住、在勤者で編成されたチーム（男子＝リーグ戦16チーム、女子＝リーグ戦8チーム）

参加費　1チーム3千円

申込み・問合せ　所定の申込書に記入し、12月4日(月)～6日(水)に参加費を添えて社会体育課体育係へ。

ごあんない

■**年末資金融資のあっせん**

区では、中小企業を経営している方を対象に、年末時に必要な運転資金の融資あっせんを行っています。

貸付額　200万円以内

利率　年5・8％以下（借受人負担年3・5％以下、区利子補給2・3％）

返済期間　11か月以内（据置1か月）の元金均等返済

受付期間　11月27日(月)まで

融資が受けられるひと

・区内に住所（営業の本拠）があり、同じ場所で同じ事業を1年以上引き続き営んでいること。

・最近1年間の事業税または住民税を完納していること。

・東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。

問合せ　商工振興課融資係へ。

■**勤労者生活資金のあっせん**

区では、中小企業で働いている方が、医療、教育、住居の修理、物品の購入などでお金が必要になったとき、生活資金融資をあっせんします。

貸付が受けられるひと

①中小企業に引続き1年以上勤務している区内在住、在勤の満20歳以上の方

②連帯保証人のいる方

貸付額　40万円（医療・教育費は50万円以内）

利率　4・5％

返済期間　1か月据置後3年以内（50万円の場合は5年以内）

申込み・問合せ　生活勤労課生活勤労係

■**平成2年度小学校に入学予定のお子さんをお持ちの方へ**

区では、昭和58年4月2日～昭和59年4月1日の間に生まれたお子さんの就学時の健康診断を行っています。

11月初旬までに通知が届かない場合は、左記へご連絡を。

問合せ　学務課保健給食係

募集します

■**区職員募集**

▼**鎌倉臨海学園保母**

採用予定人員　若干名

採用予定日　平成2年4月1日以降

募集資格　平成2年4月1日現在保母資格を有し（取得見込みを含む）、満25歳以下で、住み込みによる勤務が可能な者。

▼**鎌倉臨海学園給食調理**

採用予定人員　1名

採用予定日　平成2年1月15日以降

応募資格　平成2年1月15日現在満35歳以下で、住み込みによる勤務が可能な者。

選考実施日

・保母＝11月24日(金)

・給食調理＝12月4日(月)

※両職種とも12月中旬に第2次選考として、面接および健康診断を実施。

応募方法　市販の履歴書に写真を貼り、前記ふたつの職種のうち希望職種を朱書きのうえ、11月18日(土)までに郵送または持参を。

申込み・問合せ　職員課人事係

いんふおめーしょん

■**千代田区婦人学習グループ25周年記念バザー開催**

内容　婦人靴、福祉コーナー、産直食料品、文具、食堂等

とき　11月16日(木)正午～午後3時まで

ところ　芝信用金庫神田支店（神田須田町1—26）

問合せ　千代田区婦人学習グループ連絡会西川（☎866—0507）へ。

■**第10回簡易保険郵便年金文化講演会**（入場無料）

とき　11月13日(月)午後6時～

会場　世田谷区民会館（世田谷区世田谷4—21—27）

内容

「歌は世につれ世は歌につれ」

作曲家　小林　亜星氏

「女として、妻として、母として—仕事を持つ女の心の葛藤と生きがい」テレビレポーター　豊原ミツ子氏

問合せ　麹町郵便局（☎263—1913）へ。

■**公社特別賃貸住宅制度（シルバーコーポレイション）**

東京都住宅供給公社では、お年寄りの方や心身障害者が現在住んでいる住宅の敷地を活用し賃貸住宅を建設する場合に、建設から管理までお手伝いする制度があります。

この制度は、公社だけに認められた住宅金融公庫の融資制度で、長期低利な公的資金を利用して賃貸住宅を建設するものです。

申込み・問合せ　くわしくは、東京都住宅供給公社（☎409—2261）へ。

■**国民金融公庫の年末資金融資**

貸付額

・事業ローン　3千500万円以内

・経営多角化ローン　5千200万円以内

利率　年6・2％

申込み・問合せ　国民金融公庫大手町支店（☎270—1300）へ。

ゴミの出し方にご注意を！

ゴミ収集職員の事故が多発しています。つぎのことに十分注意しゴミを出してください。

・ガラス、串などは、きちんと包んで危険と表示。

・スプレー缶などは、必ず空にして穴をあける。

・消火器、ガスボンベ類、薬品類は、出さない。

・黒いビニール袋は中味が見えません。危険物は絶対に入れないでください。

問合せ

麹町清掃事務所　☎214—2241

神田清掃事務所　☎251—0566

サークル通信

「サークル通信」は、皆さんのサークル、ボランティア活動の紹介や情報交換のお手伝いをするページです。

掲載した活動内容については、区は関与していません。当事者間で確認してください。

《会員募集》

▼**麹町合唱団**　誉田昭宏氏の指導で、呼吸法、発声法など基本から混声の楽しさを。年1回の定期演奏会、区民文化祭に参加。毎週月曜日午後7時～9時、麹町小学校音楽室で。会費月額一般3千円、学生1千500円（講師謝礼）。**連絡先**木下☎262—1512

▼**太極千代田**（太極拳）仲間に入りませんか。歳をとっても続けられます。毎週金曜日午後2時～4時、九段社会教育会館で。会費月額2千円（講師謝礼）。**連絡先**寺島☎239—3220

▼**千代田区スキー少年団**（日本スポーツ少年団公認）冬休みや春休みに楽しく安全なスキー教室を行います。12月27日(日)のスキー教室と回転競技大会（千代田区長杯）の参加者募集中。**連絡先**菅沼清☎291—1704

▼**千代田青年クラブ**　創立29年の青年社交ダンスクラブ。スキー、テニスなどでも親睦を深めます。30歳未満の男女募集。毎週火曜日午後7時～9時、ちよだパークサイドプラザで。会費入会金1千200円、月額2千円（会場費・通信費）12月24日(日)クリスマスパーティを企画。これに向い、アメリカンスタイルダンスの無料講習会を12月の毎週火曜日に行います。**連絡先**五十畑尚美☎947—2422

各サークルの「日時・場所」は、予定です。連絡先へ確認を。

掲載基準

〈投稿の方へ〉▷この欄は、教養、趣味等のサークル、ボランティア活動の会員募集、行事案内などを掲載。営利・売名、政治・宗教活動などを目的としたものは掲載できません。▷投稿は、文書で団体名、活動内容、主な活動日・会場、連絡責任者名、住所、電話番号、費用を要する場合はその金額と使い道を明記。▷締め切りは、「広報千代田」発行日の1か月前（編集の都合により希望する号に掲載できないこともあります）▷同一内容同一趣旨の記事は、原則として掲載後6か月間は掲載できません。▷区は、掲載後の責任は負いません。▷投稿・問合せ　広報課広報係

区民集会

11月11日(土)午後1時～総合体育館

※多数のご来場をおまちしています

くらしと深く結びつく税金

特別区民税・都民税

主な改正点 Q&A

さきに行われた税制改革で、地方税法の一部が改正されました。この改正で、個人の住民税では、所得控除額の引き上げ等が行われ、税負担の軽減が図られました。

その主な改正点のうち、今年度分から適用されるものについては、区民カレンダー5月号裏面でご紹介しましたので、今号では、平成2年度分から適用される個人の住民税の主な改正点についてQ&A式でご紹介します。

所得控除額の改正

Q 区民税・都民税の所得控除額はどのように変ったのですか？

A ①今回の改正で、所得金額から差し引く所得控除のうち、障害者控除・寡婦(夫)控除・勤労学生控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・基礎控除の額が引き上げられました。また、新しく寄附金控除が創設されました。

②配偶者特別控除については、次のような計算になります。

●生計を一にする配偶者（他の納税義務者の扶養親族または、事業専従者を除く）を有する納税義務者で、前年の合計所得金額が1千万円（改正前800万円）以下のひとである場合には、その方の総所得金額から次の区分に応じた金額を控除します。

①控除対象配偶者の場合

30万円（改正前14万円）－〔合計所得金額×30/35（改正前14/33）〕

②控除対象配偶者以外の配偶者の場合

30万円（改正前14万円）－〔合計所得金額－35万円（改正前33万円）〕×30/35（改正前28/33）〕

具体的な配偶者特別控除額は、次の表のとおりです。

▼配偶者特別控除額

	配偶者の合計所得金額	控除額		配偶者の合計所得金額	控除額
控除対象配偶者に該当する場合	0～58,333円	30万円	控除対象配偶者に該当しない場合	350,001～408,333円	30万円
	58,334～116,666円	25万円		408,334～466,666円	25万円
	116,667～174,999円	20万円		466,667～524,999円	20万円
	175,000～233,333円	15万円		525,000～583,333円	15万円
	233,334～291,666円	10万円		583,334～641,666円	10万円
	291,667～349,999円	5万円		641,667～699,999円	5万円
	350,000円～	0円		700,000円～	0円

▼改正された各所得控除の種類、内容

所得控除の種類	内容	改正前	改正後
障害者控除	・障害者である納税義務者、控除対象配偶者および扶養親族1人につき	24万円	26万円
	ただし、特別障害者については	26万円	28万円
寡婦控除	・納税義務者が寡婦である場合には	24万円	26万円
	ただし、合計所得金額が300万円以下で、かつ、扶養親族である子を有する場合には	24万円	30万円
寡夫控除	・納税義務者が寡夫である場合には	24万円	26万円
勤労学生控除	・納税義務者が勤労学生である場合には	24万円	26万円
配偶者控除	・控除対象配偶者	28万円	30万円
	ただし、控除対象配偶者が70歳以上である場合には	29万円	35万円
	・納税義務者又は、納税義務者と生計を一にしている親族と、同居している特別障害者である控除対象配偶者	36万円	51万円
	ただし、その控除対象配偶者が70歳以上である場合には	36万円	56万円
扶養控除	・扶養親族1人につき	28万円	30万円
	ただし、扶養親族が16歳以上23歳未満の場合には	28万円	35万円
	又は扶養親族が70歳以上である場合には	29万円	35万円
	・納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している70歳以上の扶養親族は1人につき	33万円	42万円
	ただし、その扶養親族が特別障害者である場合には	36万円	63万円
	・納税義務者又はその配偶者若しくは納税義務者と生計を一にしている、その他の親族と同居している特別障害者である扶養親族は、1人につき	36万円	51万円
	ただし、その扶養親族が16歳以上23歳未満の場合には	36万円	56万円
	又は扶養親族が70歳以上である場合には	36万円	56万円
基礎控除		28万円	30万円

（注）改正前の額は、平成元年度分の額をいいます。

Q 年齢16歳以上23歳未満の扶養親族について、一般の扶養控除（30万円）に代えて、35万円の控除が適用されるそうですが？

A この制度は、教育費等の種々の支出がかさむ世代、いわゆる中堅所得層の税負担の一層の軽減を図るため、年齢16歳以上23歳未満の扶養親族について、一般の扶養控除額30万円に5万円を割増しして、35万円としました。

Q 新たに障害者控除の適用対象となる精神障害者の範囲は？

A 障害年金を受給する程度に精神障害を有する方です。また、精神障害の状態が障害年金上の1級に定める障害と同程度の方については、特別障害者の範囲に加えました。

Q 配偶者控除または、扶養控除の対象となるひとの所得要件が改正されたそうですが？

A 適用対象となる方の所得要件を、所得の種類にかかわりなく、合計所得金額が35万円（改正前は勤労性所得33万円、資産性所得10万円）以下としました。

Q 寝たきり老人等に係る扶養控除を引き上げたそうですが、どのように変ったのですか？

A 今回の改正で、70歳以上の障害者である控除対象配偶者または扶養親族を、老人控除対象配偶者または老人扶養親族に含め、扶養控除の老人割増しを5万円加算しました。また、70歳以上の障害者である老親と同居している場合、その扶養控除額には、老人割増し5万円のほか、同居老親加算分7万円が加わります。さらに、同居の特別障害者加算額を21万円としました。

この結果、同居の寝たきり老親に係る所得控除額は91万円（改正前62万円）になりました。

▼寝たきり老人等に係る控除額の内訳（改正前は、平成元年度）

区分	改正前	改正後
扶養控除	28万円	30万円
扶養控除の老人割増し	適用無	＊5万円
同居の老親加算	適用無	＊7万円
同居の特別障害者加算	8万円	21万円
特別障害者控除	26万円	28万円
控除額の計	62万円	91万円

※については、特別障害者控除と重複が認められます。

Q 母子家庭に対して所得控除の特別加算が行なわれたそうですが？

A 母子家庭について、配偶者のある世帯との税負担の均衡等を図る観点から、夫と死別または離婚した後婚姻をしていない寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ前年の合計所得金額が300万円以下である方については、寡婦控除の額を配偶者特別控除（30万円）と同額になるよう考慮し、一般の寡婦控除額（26万円）に4万円を加算しました。

Q 今回新しく寄附金控除制度が設けられたそうですが？

A 所得税については、従前から設けられていた制度ですが、今回個人の住民税にも新設されました。その内容は、納税義務者が1月1日現在住んでいる、都道府県共同募金会に対して、一定の寄附金（赤い羽根、歳末たすけあい等）を支出し、その額（前年の総所得金額等の25／100に相当する金額を超える額については、その額）が、10万円を超える場合、その超えた金額を、所得から控除できます。

この制度は、昭和64年1月1日以後に支出した寄附金からとなるので、平成2年度分の住民税から適用されます。

有価証券譲渡益に対する課税の改正

Q 有価証券譲渡益に対する課税は、どのように改正されたのですか？

A ①有価証券譲渡益（キャピタルゲイン）については、これまでの原則非課税から、原則課税となりました。

②平成元年4月1日以後の株式等（株式・転換社債など）の譲渡による所得に対する課税は、原則として申告分離課税となります。

③証券会社に委託して行う上場株式等の譲渡による所得については、所得税において源泉分離課税を選択することができます。この場合の譲渡所得については、個人の住民税は課税されません。

●申告分離課税

株式等の譲渡益に対して、所得税20％、都民税2％、区民税4％の税率で、確定申告を通じ、他の所得と分離して課税されます。

●源泉分離課税

選択により、株式等の譲渡による収入金額の5％（転換社債等は2.5％）相当額を所得金額とみなして、20％の税率で源泉徴収により、他の所得と分離して、所得税が課税されます。

④公開前に取得した株式等を、公開後1年以内に譲渡する場合には、源泉分離課税の選択ができず、申告分離課税となります。この場合、株式の所有期間に応じて、次のように課税されます。

a上場等の日において所有期間が3年以下である場合は、譲渡益の全額に対して課税されます。

b上場等の日において所有期間が3年を超える場合は、譲渡益の1／2に対して課税されます。

⑤ゴルフ会員権の譲渡による所得や、先物取引による所得は、従来どおり総合課税の対象となります。

その他の改正

①白色申告者の専従者控除額を、配偶者である事業専従者については80万円（改正前60万円）に、配偶者以外の事業専従者については、47万円（改正前45万円）に引き上げました。

②平成2年度分から税制の簡素化を図るため、資産所得の合算課税制度が廃止されました。

問合せ 税務課課税第1係

税金の支払いは便利な〝口座振替〟で

特別区民税、都民税（普通徴収）の支払いは、納めに行く手間がはぶける口座振替をご利用ください。手続きは、ご利用の金融機関（郵便局は除く）へ、納付書、通帳、印鑑（銀行届出印）をお持ちください。

振替のできる口座は、普通預金口座、当座預金口座、納税準備預金口座です。

※口座振替をした場合、領収書は、金融機関からお手元へ送付されます。

問合せ 税務課課税第二係

納期のお知らせ

11月は、個人事業税第2期分の納期です。8月にお送りした納付書で、お近くの金融機関、郵便局または都税事務所でお納めください。

問合せ 千代田都税事務所（☎252－7141）へ。

11月11日から17日は 税を知る週間

11月11日(土)から17日(金)までは、「税を知る週間」です。

期間中、税務署では、税の仕組みや使いみち、くらしに役立つ税金の知識などを知る、いろいろな行事を行うほか、相談や質問も広く受付けます。

くわしくは、お近くの税務署まで。

●麹町税務署 ☎221－6011

●神田税務署 ☎294－4811

年末調整説明会

区と麹町・神田両税務署では、年末調整の仕方と法定調書、給与支払報告書の作成などについての説明会を左表の日程で行います。

年末調整は、サラリーマンの確定申告ともいうべき大切な事務です。ぜひご出席ください。なお、くわしいことは、左記へ問合せを。

年末調整・法定調書のことは
麹町・神田両税務署

給与支払報告書・特別徴収のことは
区役所税務課課税第一係

国民年金・国民健康保険の保険料は、所得控除の対象に

平成元年中に納める、国民年金と国民健康保険の保険料は、社会保険料の所得控除の対象となります。

納める保険料額が不明のときは、それぞれの担当課へ。

○元年分の国民年金保険料定額保険料

1～3月＝月額7千700円
4～12月＝月額8千円
1年分＝9万1千500円

附加保険料
1か月＝400円
1年分＝4千800円

ご存知ですかタックスアンサー（電話税務案内）

税金に関する基本的な275項目について、このタックスアンサーシステムが電話で自動回答します。

毎日（日曜・祝祭日等の休日も可）9時～24時まで利用できますので、なにか疑問を感じた時はどうぞ。

275項目のコード表などくわしくは、麹町・神田両税務署へ。

▼年末調整説明会 麹町・丸の内地域の日程

月日	時間	対象地域	会場
11月16日(木)	午後1時30分～4時	永田町、隼町	東條会館 麹町1-4 ☎265-5111
11月17日(金)	午前10時～午後0時30分	麹町1～3丁目	
	午後1時30分～4時	麹町4～6丁目	
11月28日(火)	午前10時～午後0時30分	一番町～六番町、飯田橋、北の丸公園、富士見	千代田区公会堂 九段南1-6-17 ☎261-9540
	午後1時30分～4時	紀尾井町、九段北、九段南、一ツ橋1丁目、平河町、官公庁徴収義務者	
11月30日(木)	午前10時～午後0時30分	丸の内2丁目	日本工業倶楽部 丸の内1-4-6 ☎281-1711
	午後1時30分～4時	有楽町	
12月1日(金)	午前10時～午後0時30分	皇居外苑、千代田、日比谷公園、丸の内3丁目	
	午後1時30分～4時	内幸町、霞が関1～2丁目	
12月4日(月)	午前10時～午後0時30分	霞が関3丁目、丸の内1丁目	
	午後1時30分～4時	大手町	

▼年末調整説明会 神田地域の日程

月日	時間	対象地域	会場
11月20日(月)	午前10時～午後0時30分	内神田、須田町、錦町	千代田区公会堂 九段南1-6-17 ☎261-9540
	午後1時30分～4時	岩本町、鍛冶町、北乗物町、紺屋町、富山町、西福田町、東紺屋町、東松下町、美倉町	
11月21日(火)	午前10時～午後0時30分	神保町、西神田、一ツ橋2丁目、小川町、淡路町、司町	
	午後1時30分～4時	和泉町、佐久間町、佐久間河岸、花岡町、練塀町、東神田、神田平河町、松永町、相生町	
11月22日(水)	午前10時～午後0時30分	猿楽町、駿河台、三崎町	
	午後1時30分～4時	外神田、多町、美土代町	

税の無料相談

「税を知る週間」の行事の一環として、税の無料相談所を下表の日程で開設します。
税金のことなら何でも、ご相談ください。

▼税の無料相談日程表

月日	時間	会場	月日	時間	会場
11月6日(月)	午前10時～午後4時	三菱銀行麹町支店	11月16日(木)	午前9時～午後3時	協和銀行神田支店
11月8日(水)	午前10時～午後4時	パレスサイドビル	11月17日(金)	午前9時～午後3時	協和銀行神田支店
11月10日(金)	午前10時～午後4時	麹町保健所前	11月18日(土)	午後1時～午後4時	半蔵門横広場
11月13日(月)	午後0時～午後3時	秋葉原駅西口広場	※国税局では、下記の税務相談室または分室においても、税務相談を受付けておりますのでご利用下さい。 東京国税局 税務相談室 千代田区大手町1-3-2合同庁舎2号館 ☎(216)0511 市ヶ谷分室 千代田区五番町2 東京国税局市ヶ谷分室内 ☎(221)5430		
11月14日(火)	午前9時～午後3時	協和銀行神田支店			
11月15日(水)	午前10時～午後4時	特許庁前			
	午前9時～午後3時	協和銀行神田支店			